

政府調達章 附属書

TPP交渉に参加した12箇国がこの章の適用を受ける政府調達の適用の範囲（対象機関，対象物品，対象サービス，各調達の適用基準額，適用除外となる調達）につき，国別に所定の様式に基づき記載。

1 対象機関

各国が，政府調達章の適用を受ける機関として「中央政府の機関」，「地方政府の機関」及び「その他の機関」との区分の下で，自国の対象機関をポジティブリスト方式で列挙。

2 各国の対象機関につき適用される基準額等

各国が約束した対象機関につき，調達の対象となるものごとに個別に基準額を定め，当該基準額以上の調達が本協定の対象となることとされた。各国の基準額は以下のとおり。

※ 参考として，下段に，それぞれの国が我が国と既に締結している複数国間又は二国間の国際約束において過去に約束した基準額を示した。TPP協定において基準額が引き下げられた部分は下線で示した。

(単位：万SDR)		中央政府の機関		地方政府の機関		その他機関	
		物品及びその他サービス	建設	物品及びその他サービス	建設	物品及びその他サービス	建設
日本	TPP	10**	450	20**	1500	13**	450/1500
	GPA	10**	450	20**	1500	13**	450/1500
刊	TPP	<u>9.5</u>	500	20	<u>500</u>	<u>22</u>	<u>500</u>
	EPA	10	500	20	1000	30	1000
ペルー	TPP	<u>9.5</u>	500	<u>20</u>	<u>500</u>	<u>16</u>	<u>500</u>
	EPA	13**	500	20**	1500	16**	1500
豪州	TPP	13	500	35.5	500	<u>40</u>	500
	EPA	13	500	35.5	500	45	500
米国	TPP	13	500	-	-	16***	500
	GPA	13	500	35.5	500	16***	500
カナダ	TPP	13	500	35.5	500	35.5	500
	GPA	13	500	35.5	500	35.5	500
NZ	TPP	13	500	-	-	40	500
	GPA	13	500	20	500	40	500

シンガポール	T P P	13	500	N.A.	N.A.	40	500
	E P A	10	-	N.A.	N.A.	10	-
	G P A	13	500	N.A.	N.A.	40	500
ブルネイ	T P P	13*	500	N.A.	N.A.	13*	500
ベトナム	T P P	13*	850*	-	-	200*	1500*
マレーシア	T P P	13*	1400*	-	-	15*	1400*
メキシコ ****	T P P / E P A	5.3	689.1	-	-	25.8	826.1

* 経過期間が終了した後の最終的な基準額

**一部のサービスについて高い基準額を設定

*** 25万米ドルの換算額

**** メキシコの基準額は、2014年2月17日時点の推計値

3 我が国がT P P協定において追加的に得られた政府調達市場

(1) ベトナム、マレーシア、ブルネイの政府調達市場

これら3か国は、ほぼすべての中央政府機関がこの協定の適用対象となったことに加え、次の機関も対象として扱うこととされた。

ア ベトナム

- (ア) ベトナム通信社 (Vietnam News Agency)
- (イ) ホーチミン国家政治学院 (Ho Chi Minh National Academy of Politics)
- (ウ) ベトナム社会科学院 (Vietnam Academy of Social Science)
- (エ) ベトナム科学技術院 (Vietnam Academy of Science and Technology)
- (オ) 34の公立病院

イ マレーシア

- (ア) マレーシア投資開発庁 (Malaysian Investment Development Authority)
- (イ) マレーシア貿易開発公社 (Malaysia External Trade Development Corporation)
- (ウ) マレーシア中小企業公社 (SME Corporation Malaysia)
- (エ) マレーシア生産性公社 (Malaysia Productivity Corporation)

注 その他保健省傘下の公立病院、教育省傘下の公立学校はすべて本協定の対象とすることとした他、これまでのブミプトラ政策にも一定程度の制限が加えられることとなった。

ウ ブルネイ

- (ア) ブルネイ通貨金融庁 (Authority Monetary Brunei Darussalam)
- (イ) 被雇用者信託基金 (Employee Provident Fund)

(2) 我が国が国際約束を締結している国において追加的に解放された政府調達市場

ア 米国

- (ア) デナリ委員会 (Denali Commission : アラスカ開発に関する連邦機関)

- (イ) テネシー川流域開発公社 (Tennessee Valley Authority)
- (ウ) ボンネビル電力公社 (Bonneville Power Administration)
- (エ) 西部地域電力公社 (Western Area Power Administration)
- (オ) 南東部電力公社 (Southeastern Power Administration)
- (カ) 南西部電力公社 (Southwestern Power Administration)
- (キ) 地方公益事業公社 (Rural Utility Service)

イ 豪州

- (ア) 豪州交通安全局 (Australian Transport Safety Bureau)
- (イ) 旧国会議事堂 (Old Parliament House)
- (ウ) 首都交通公社 (Capital Metro Authority)
- (エ) タスマニア観光 (Tourism Tasmania)

ウ カナダ

- (ア) カナダ社会資本庁 (Office of Infrastructure Canada)
- (イ) カナダ共有サービス庁 (Shared Services Canada)
- (ウ) PPP カナダ (PPP Canada Inc.)
- (エ) オンタリオ南部経済開発庁 (Federal Economic Development Agency for Southern Ontario)
- (オ) 大西洋海運 (Marine Atlantic Inc.)
- (カ) 検察庁 (Office of the Director of Public Prosecutions)
- (キ) 国立映画制作庁 (National Film Board)
- (ク) カナダ北方経済開発庁 (Canadian Northern Economic Development Agency)
- (ケ) カナダ環境影響評価庁 (Canadian Environmental Assessment Agency)
- (コ) カナダ人権博物館 (Canadian Museum for Human Rights) 等約30機関

エ シンガポール

- (ア) カジノ規制庁 (Casino Regulatory Authority)
- (イ) 公務員研修所 (Civil Service College)
- (ウ) シンガポール競争法委員会 (Competition Commission of Singapore)
- (エ) 不動産業評議会 (Council for Estate Agencies)
- (オ) 健康増進委員会 (Health Promotion Board)
- (カ) ホテル認可庁 (Hotels Licensing Board)
- (キ) 国家芸術評議会 (National Arts Council)
- (ク) 国立図書館 (National Library Board)
- (ケ) 科学センター (Science Centre Board)
- (コ) シンガポール土地管理局 (Singapore Land Authority)

オ その他

- (ア) カナダは、自動車修理サービス、人材派遣サービス等を新たな対象サービスとして追加。
- (イ) 豪州：中央政府機関等の法律サービス、教育サービス、金融サービス及び運

輸サービスを新たな対象サービスとして追加。

(ウ) 基準額についても、上記2の表のとおり、チリ、ペルー、豪州において我が国に対する基準額引き下げが行われた。